

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職務発明等に関する規程（昭和 53 年岩手県訓令第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第 1 条 この訓令は、職員（<u>県立の大学の学長、副学長、教授、助教授、講師及び助手を除く。以下同じ。</u>）がした発明等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第 1 条 この訓令は、職員がした発明等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 発明等 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 2 条第 1 項に規定する発明（以下「発明」という。）、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）第 2 条第 1 項に規定する考案（以下「考案」という。）、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する意匠（以下「意匠」という。）の創作及び種苗法（<u>昭和 22 年法律第 115 号</u>）第 7 条第 1 項に規定する品種の育成（以下「品種の育成」という。）をいう。</p>	<p>(1) 発明等 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 2 条第 1 項に規定する発明（以下「発明」という。）、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）第 2 条第 1 項に規定する考案（以下「考案」という。）、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する意匠（以下「意匠」という。）の創作及び種苗法（<u>平成 10 年法律第 83 号</u>）第 3 条第 1 項各号に掲げる要件を備えた品種の育成（以下「品種の育成」という。）をいう。</p>
<p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(2)～(4) [略]</p>
<p>(権利等の承継)</p>	<p>(権利等の承継)</p>
<p>第 3 条 県は、勤務発明について、この訓令の定めるところにより、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利若しくは品種の登録を受ける<u>地位</u>（以下「特許を受ける権利等」という。）又は特許権、実用新案権、意匠権若しくは<u>登録品種に関する地位</u>（以下「特許権等」という。）を承継することができる。</p>	<p>第 3 条 県は、勤務発明について、この訓令の定めるところにより、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利若しくは品種の登録を受ける<u>権利</u>（以下「特許を受ける権利等」という。）又は特許権、実用新案権、意匠権若しくは<u>育成者権</u>（以下「特許権等」という。）を承継することができる。</p>
<p>(届出)</p>	<p>(届出)</p>
<p>第 4 条 職員は、勤務発明をしたときは、速やかに、勤務発明届（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、所属長を経由して知事に届け出なければならない。</p>	<p>第 4 条 職員は、勤務発明をしたときは、速やかに、勤務発明届（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、所属長を経由して知事に届け出なければならない。</p>
<p>(1) 発明等をするに至った経過を詳細に記載した<u>経過報告書</u></p>	<p>(1) 発明等をするに至った経過及び行政上又は産業上の<u>利用可能性の有無</u>を詳細に記載した<u>経過等報告書</u></p>
<p>(2) [略]</p>	<p>(2) [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>

<p>(特許出願等)</p> <p>第7条 知事は、前2条の規定により県が特許を受ける権利等を承継すると決定した場合は、直ちに、当該決定に係る勤務発明について、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は品種登録出願（以下「特許出願等」という。）を行う。ただし、特に必要があると認めるときは、<u>特許出願等を行う前に当該特許を受ける権利等を第三者に譲渡することがある。</u></p>	<p>(特許出願等)</p> <p>第7条 知事は、前2条の規定により県が特許を受ける権利等を承継すると決定した場合は、直ちに、当該決定に係る勤務発明について、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は品種登録出願（以下「特許出願等」という。）を行う。ただし、特に必要があると認めるときは、<u>特許を受ける権利等又は特許権等を第三者に譲渡することがある。</u></p>
<p>2 [略]</p> <p>(実施補償金)</p>	<p>2 [略]</p> <p>(実施補償金)</p>
<p>第11条 知事は、<u>県が承継した特許を受ける権利等又は特許権等の運用又は譲渡により収入を得たときは、当該特許を受ける権利等又は特許権等に係る発明者に対し、毎年度の収入実績に応じ、翌年度の5月31日までに次に定めるところにより実施補償金を支払う。</u></p> <p>(1) 県が特許を受ける権利等又は特許権等に係る発明等の実施を許諾して収入を得たときは、当該収入の金額を次に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に順次に当該区分に対応する割合を乗じて得た金額の合計額に相当する金額</p> <p>ア 30万円以下の金額 100分の30</p> <p>イ 30万円を超え50万円以下の金額 100分の20</p> <p>ウ 50万円を超え100万円以下の金額 100分の10</p> <p>エ 100万円を超える金額 100分の5</p> <p>(2) 県が特許を受ける権利等又は特許権等を譲渡して収入を得たときは、当該収入の金額の100分の30に相当する金額</p>	<p>第11条 知事は、<u>県が承継した特許を受ける権利等又は特許権等の運用又は譲渡により収入を得たときは、毎年1月1日から12月31日までの間の収入額を次の各号に掲げる金額に区分し、それぞれの金額に順次に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額に相当する金額の実施補償金を支払う。</u></p> <p>(1) 100万円以下の金額 100分の50</p> <p>(2) 100万円を超える金額 100分の25</p>
<p>2 知事は、<u>前項第1号エ又は第2号の割合を適用することが適当でないと認める特別の事情があるときは、第16条に規定する審査会の議を経て、それぞれの割合の範囲内において別の割合を定めることがある。</u></p>	<p>2 知事は、<u>前項第2号の割合を適用することが適当でないと認める特別の事情があるときは、第16条に規定する審査会の議を経て、それぞれの割合の範囲内において別の割合を定めることがある。</u></p>
<p>3 [略]</p> <p>(退職し、又は死亡したときの補償金等)</p>	<p>3 [略]</p> <p>(退職し、又は死亡したときの補償金等)</p>
<p>第14条 [略]</p> <p>(異議の申立て)</p>	<p>第14条 [略]</p> <p>2 前項の規定により退職した後も補償金の支払を受ける発明者は、退職するときは、知事に対して、その連絡先を届け出なければならない。</p> <p>(異議の申立て)</p>
<p>第15条 [略]</p>	<p>第15条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の申立てを受けたときは、その異議の内容を検討するに当たっては、発明者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>

2 知事は、前項の申立てを受けたときは、当該申立てに対する決定を行い、当該申立てを受けた日の翌日から起算して1月以内に、その結果を当該申立てをした発明者に対し通知する。

(組織)

第17条 [略]

2 [略]

3 委員は、産業振興課新産業・技術担当課長（品種の育成にあつては、農林水産企画室企画担当課長）、人事課人財組織改革担当課長、予算調製課予算担当課長、管財課管理担当課長及び所属長をもって充てる。

様式第1号（第4条関係）

[略]

1 [略]

2 意見、希望等

職務発明 かどうか	権利の承継 に関する希 望	持 分	備 考

備考1 持分の欄は、共同の発明等の場合のみ記載してください。

2 関係書類として、発明等をするに至った経過を詳細に記載した経過報告書並びに発明及び考案にあつては明細書及び図面、意匠の創作にあつては説明書、図面及び写真を添付してください。

(A4)

3 知事は、第1項の申立てを受けたときは、当該申立てに対する決定を行い、当該申立てを受けた日の翌日から起算して1月以内に、その結果を当該申立てをした発明者に対し通知する。

(組織)

第17条 [略]

2 [略]

3 委員は、産業創出担当課長（品種の育成にあつては、農林水産企画室企画担当課長）、人財給与担当課長、予算調製課予算担当課長、管財課管理担当課長及び所属長（第16条第1号に
関することを除く。）をもって充てる。

様式第1号（第4条関係）

[略]

1 [略]

2 意見、希望等

職務発明 かどうか	権利の承継 に関する希 望	持分等		備 考
		<u>職 員 の 持 分</u>	<u>職員以外 の共同の 発明等を した者の 氏名及び 持分</u>	

備考1 持分等の欄は、共同の発明等の場合のみ記載してください。

2 関係書類として、発明等をするに至った経過及び行政上又は産業上の利用可能性の有無を詳細に記載した経過等報告書を詳細に記載した経過報告書並びに発明及び考案にあつては明細書及び図面、意匠の創作にあつては説明書、図面及び写真を添付してください。

(A4)

様式第2号（第4条関係）

[略]

職務発明 かどうか	権利の承継に 関する意見	<u>持分</u>	<u>備考</u>

備考1 [略]

- 2 持分の欄は、共同の発明等の場合のみ記載してください。

(A4)

様式第2号（第4条関係）

[略]

職務発明 かどうか	権利の承継 に関する希 望	持分等		<u>備考</u>
		<u>職員 の持 分</u>	<u>職員以外 の共同の 発明等を した者の 氏名及び 持分</u>	

備考1 [略]

- 2 持分等の欄は、共同の発明等の場合のみ記載してください。

(A4)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- この訓令による改正後の職員の職務発明等に関する規程第11条第1項及び第2項の規定は、この訓令の施行の日以後に特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利若しくは品種の登録を受ける権利又は特許権、実用新案権、意匠権若しくは育成者権の運用、又は譲渡により得た収入に係る実施補償金に対して適用し、同日前に特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利若しくは品種の登録を受ける地位又は特許権、実用新案権、意匠権若しくは登録品種に関する地位の運用、又は譲渡により得た収入に係る実施補償金については、なお従前の例による。